

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

2020年7月1日

公益財団法人 岩手労働基準協会（全基連岩手県支部）

外国人技能実習法が2017年11月1日に施行され、2年8ヵ月が経過しました。

技能実習の適正な実施及び技能実習生を保護するため、監理団体には監理責任者等講習を、実習実施者には技能実習責任者講習の受講を義務付け、また、技能実習指導員講習及び生活指導員講習の受講を推奨しています。

私ども全基連では、これまで全都道府県で全講習を実施し2017年度から全国で26,700人の方々に事業運営するうえでの必須事項として受講していただき、受講者からは、「解りやすい、勉強になった」等のご好評をいただきました。

2020年度岩手県では下記の日程で講習会を開催します。監理団体及び実習実施者の関係者の皆様には奮ってご受講いただきますようご案内します。受講いただいた方には、使い勝手の良いと評判の「安全衛生パスポート」（安全衛生に関する基本的なキーワード100語を10ヵ国語に翻訳したもの）を無償で提供しています。

	講習名	開催日	募集開始日	募集締切日	講習時間等	受講料
監理団体	監理責任者等講習	10月8日 (木)	8月4日 (火) 15:00	申込締切日	受付開始 8:30	12,500円
				9月8日 (火)	講習開始 8:55	
実習実施者	技能実習責任者講習	10月9日 (金)	10月22日 (木) 15:00	振込締切日	受付開始 8:00	11,500円
	技能実習指導員講習	12月21日 (月)		9月14日 (月)	講習開始 8:55	
				12月22日 (火)	11月22日 (木)	講習開始 8:55
生活指導員講習	12月22日 (火)	11月30日 (月)	振込締切日	受付開始 8:00	9,500円	
			11月30日 (月)	講習開始 8:55		講習終了 15:10

※養成講習は、①受講を修了した者を配置しなければ技能実習制度を利用できない。あるいは、②修了した者をより多く配置すれば優遇措置を受けやすいものとなっており、講習を修了した者を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

※本年度から法令集はCD化しましたので、受講者に配布します。

※新型コロナウイルス感染症対策、①講習会当日の朝ご自宅にて体温計測をお願いいたします。発熱等の症状がみられる場合は受講を見合わせてください。②受講にあたっては、マスク着用・手指の消毒・咳エチケット等の感染症対策にご協力願います。（手指の消毒用アルコール消毒液を配置しております。）

- 講習会場 岩手県盛岡市北飯岡1丁目10-25（公財）岩手労働基準協会研修センター
- 定員 管理責任者等講習30名、その他各講習とも50名
- お申し込み 全国労働基準関係団体連合会のホームページから（「全基連」で検索）
または、岩手労働基準協会のホームページからも全基連HPに入れます。
岩手労働基準協会HP：<http://honbu.iwateroukikyo.com/>

お問い合わせ先

公益社団法人 全国労働関係団体連合会（略称：全基連）

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階

TEL 03-5283-1031 FAX 03-5283-1032 担当：西津、石田、高木